



**Q** このたびわが社に「令和5年度賃金構造基本統計調査」という調査票が届きました。これはどのような調査で、調査結果はどのように活用されるのですか。

## 賃金構造基本統計調査について

**A** 賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経過年数などにおける労働者の賃金の実態について、都道府県別、産業別、企業規模別に明らかにするため、毎年7月に実施している調査です。

調査票の記入は、6月

30日現在（給与締め切り日の定めがある場合に、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。調査票の記入内容は統計法に基づき保護されており、統計を作成する目的以外に使用することはできません。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして統計法に基づく「基幹統計」に指定されており、調査対象事業所は全国の事業所の中から無作為に選んでいます。

調査結果は、民間企業が、この調査の趣旨、重要さを「理解いただき、料として広く利用されて調査にご協力ください」というほか、最低賃金の決定や労災保険の給付額算出に活用されています。

鳥取労働局労働基準部賃金室  
電話 0857(29)1705